

鯖江市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

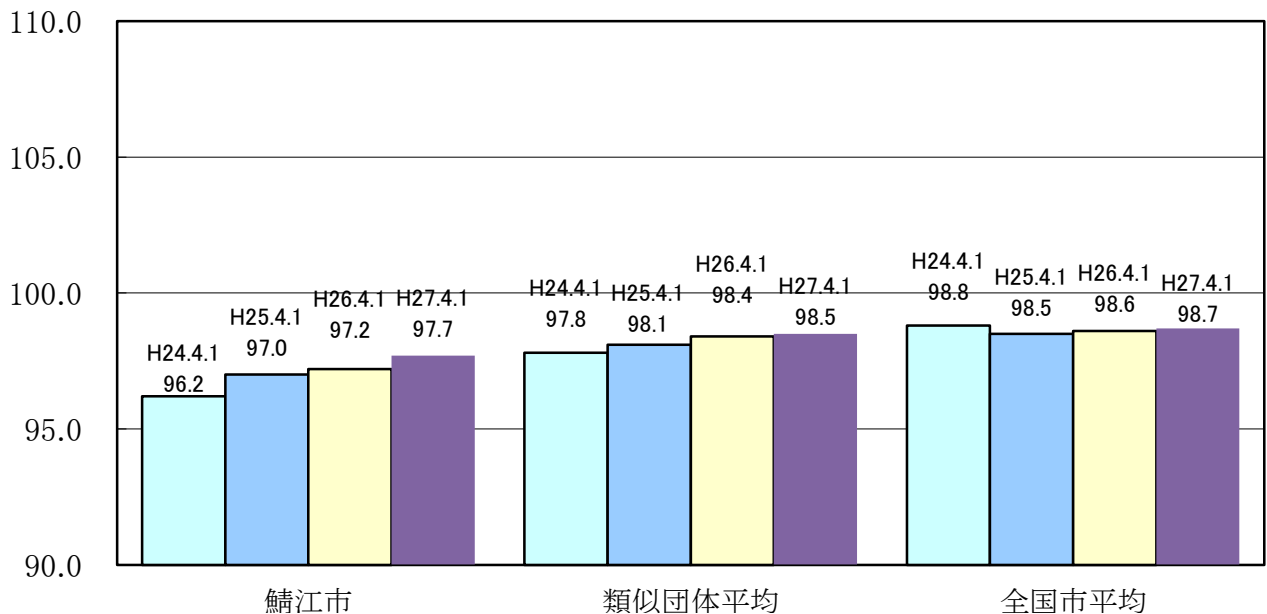
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
26年度	人 68,960	千円 25,737,161	千円 269,258	千円 2,971,879	% 11.5	% 10.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
26年度	人 353	千円 1,330,261	千円 206,995	千円 494,987	千円 2,032,243	千円 5,757	千円 5,876

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

人事院勧告に準拠した給与体系を採用しているが、職員構成の変動（採用・退職による変動、経験年数階層の変動等の影響）により上昇している。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	円 —	円 —	円 (— %)	円 —	% —	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
26年度	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 4.20

(注) 「民間支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

支給なし

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鯖江市	44.3 歳	335,100 円	411,193 円	362,057 円
福井県	42.9 歳	335,318 円	403,104 円	361,316 円
国	43.5 歳	334,283 円	—	408,996 円
類似団体	42.8 歳	326,813 円	397,385 円	357,194 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	
鯖江市	51.1歳	20人	295,900 円	313,830 円	305,840 円	—	—	—	—
うち学校給食員	50.3歳	13人	288,100 円	291,908 円	289,447 円	調理士	44.6歳	234,800 円	1.24
うち自動車運転手	56.1歳	3人	313,700 円	352,134 円	331,234 円	バス運転者	49.9歳	301,800 円	1.17
その他	49.7歳	4人	307,650 円	356,075 円	339,900 円	—	—	—	—
福井県	51.1歳	53人	315,258 円	345,114 円	333,848 円	—	—	—	—
国	50.2歳	2,994人	289,141 円	—	328,318 円	—	—	—	—
類似団体	50.5歳	39人	310,183 円	342,918 円	324,104 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鯖江市	—	—	—
うち学校給食員	4,692,396 円	3,089,700 円	1.52
うち自動車運転手	5,591,408 円	3,622,200 円	1.54
	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成24～26年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鯖江市	37.8 歳	286,700 円	317,936 円
福井県	44.7 歳	381,812 円	418,287 円
類似団体	41.8 歳	305,840 円	338,623 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区 分		鯖江市	福井県	国
一般行政職	大 学 卒	174,200 円	180,800 円	174,200 円
	高 校 卒	142,100 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	139,500 円	144,200 円	—
	中 学 卒	127,700 円	135,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成27年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	—	349,700 円	389,400 円	400,600 円
	高 校 卒	—	—	—	—
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

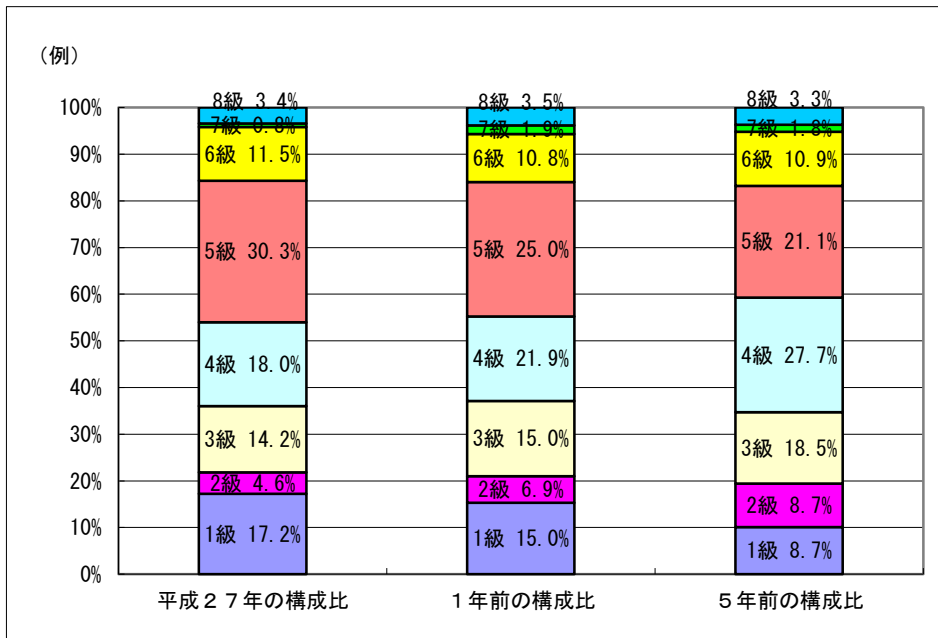
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数および給料表の状況(平成27年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事・技師	45 人	17.2 %	137,600 円	244,900 円
2 級	主事・技師	12 人	4.6 %	187,700 円	301,900 円
3 級	主任・主査	37 人	14.2 %	223,900 円	347,700 円
4 級	課長補佐・主任	47 人	18.0 %	258,300 円	378,700 円
5 級	参事・課長補佐	79 人	30.3 %	285,000 円	390,700 円
6 級	課長	30 人	11.5 %	315,800 円	407,900 円
7 級	次長	2 人	0.8 %	360,100 円	442,600 円
8 級	部長	9 人	3.4 %	405,800 円	466,300 円

(注) 1 鯖江市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に10級制から8級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成18年10月1日から「人材育成基本方針」による人材育成の具体的な取組みとして、目標管理制度を導入した人事評価制度を実施している。
平成28年度から人事評価制度が義務付けられたことから、昇給への反映に向けて検証を重ねていく予定である。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鯖江市	福井県	国
1人当たり平均支給額(26年度) 1,403 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,633 千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

- ・平成19年12月期より、部課長のみ実施
- ・平成20年6月期より全職員対象に実施済

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

鯖江市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	6,586千円	22,267千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成27年4月1日現在）

支給なし

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度決算）				18 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）				1,125 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）				4.0 %
手当の種類（手当数）				3
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
感染症防疫作業手当	感染症防疫に従事する職員	感染症患者等の救護、感染症菌付着物件の処理、感染症菌を有する家畜に対する防疫作業	日額300円	
行路死亡人取扱手当	福祉事務所に勤務する職員	行路死亡人の死体処理、身元確認業務	1体2,000円	
除雪作業手当	道路河川課およびオペレーター免許を有し除雪作業に従事する職員	除雪車運転業務	日額500円 5時間を超えた場合は1,000円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	92,758 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	354 千円
支給実績（平成25年度決算）	84,194 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	239 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ・配偶者のいない職員の 扶養親族のうち1人 月額11,000円 ・扶養親族のうち16歳 ～22歳までの子につき 月額5,000円加算 	同じ	—	31,198 千円	226,072 円
住居手当	(借家) 家賃55,000円以上 月額27,000円 家賃23,001円～54,999円 (家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円	同じ	—	8,772 千円	282,967 円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
通勤手当	(電車・バス利用) 運賃相当額 最高支給限度額55,000円 (乗用車等利用) 2km以上5km未満 月額2,000円 5km以上10km未満 月額4,100円 10km以上15km未満 月額6,500円 15km以上20km未満 月額8,900円 20km以上25km未満 月額11,300円 25km以上30km未満 月額13,700円 30km以上35km未満 月額16,100円 35km以上40km未満 月額18,500円 40km以上45km未満 月額20,900円 45km以上50km未満 月額21,800円 50km以上55km未満 月額22,700円 55km以上60km未満 月額23,600円 60km以上 月額24,500円	同じ	—	15,743 千円	51,447 円
管理職手当	部長 8級 72,300円 次長 7級 61,500円 課長 6級 55,700円 参事 5級 41,200円	同じ (ただし、額は異なる)	—	53,441 千円	574,634 円
宿日直手当	宿日直勤務1回につき 4,200円	同じ	—	4,158 千円	19,521 円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	750,500 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	(790,000 円)	1,012,000 円 / 440,000 円		
	副 市 長	700,000 円	832,000 円 / 660,000 円	
	(— 円)			
報 酬	議 長	490,000 円	629,000 円 / 380,000 円	
	(— 円)			
	副 議 長	428,000 円	575,000 円 / 340,000 円	
	(— 円)			
	議 員	407,000 円	522,000 円 / 320,000 円	
	(— 円)			
期 末 手 当	市 長	(平成26年度支給割合)		
	副 市 長	3.10 月分	一般職に準じた職制上の段階による加算措置有	
	議 長	(平成26年度支給割合)		
	副 議 長	3.10 月分	一般職に準じた職制上の段階による加算措置有	
	議 員	一般職に準じた職制上の段階による加算措置有		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市 長	79万×在職月数×50/100	18,960 千円	退職時
	副 市 長	70万×在職月数×30/100	10,080 千円	退職時
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

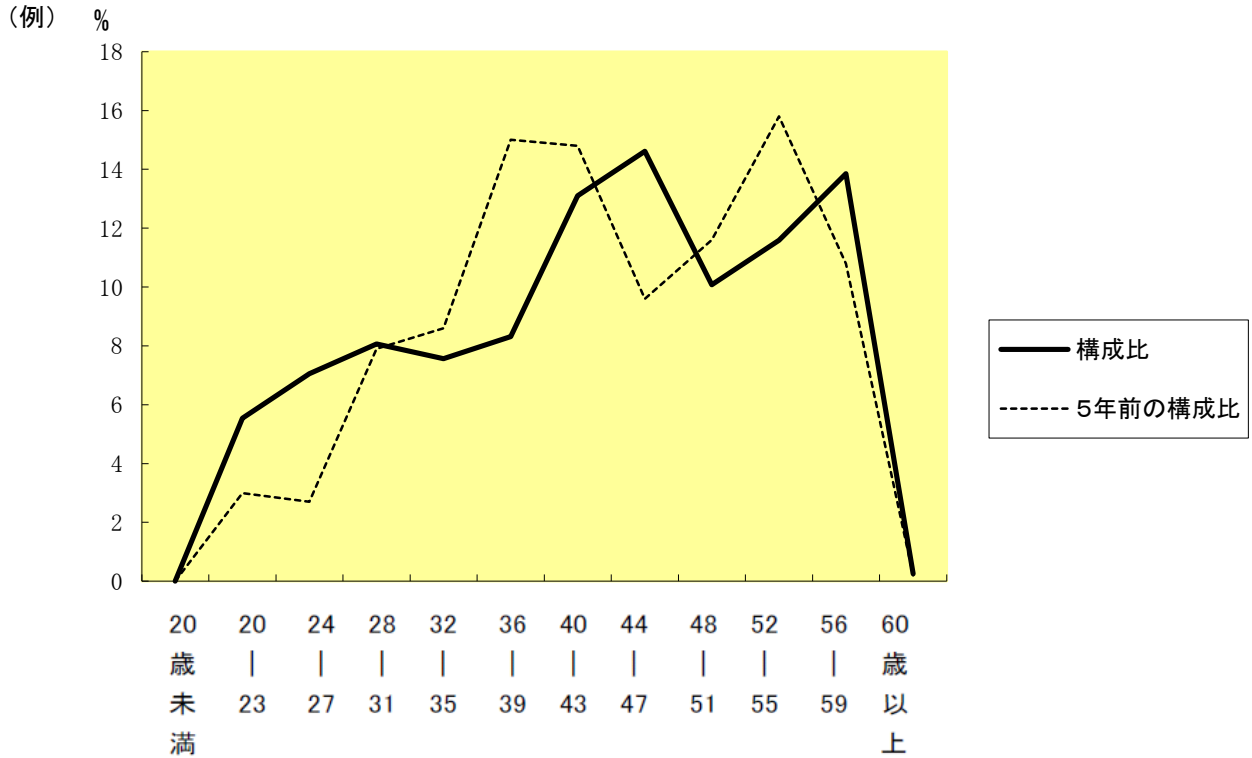
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	5	5	0	
		総務	86	89	3	地方総合戦略策定業務増加
		税務	25	23	△ 2	
		民生	78	82	4	幼保連携型認定こども園設置
		衛生	24	23	△ 1	
		労働	1	1	0	
		農林水産	19	19	0	
		商工	13	12	△ 1	
		土木	36	36	0	
		計	287	290	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 42.14 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 54.60人)
	教育部門	67	61	△ 6	教育長の特別職化 幼保連携型認定こども園の民生部門への 振替	
	小 計	354	351	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.01 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 70.63人)	
公 営 企 業 等	会 計 部 門	水道	12	11	△ 1	
		下水道	11	11	0	
		その他	24	24	0	
		小 計	47	46	△ 1	
合 計			401	397	△ 4	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.69 人
			[520]	[520]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	22人	28人	32人	30人	33人	52人	58人	40人	46人	55人	1人	397人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	22年	23年	24年	25年	26年	27年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	290	288	288	286	287	290	0	0.0%
教育	67	66	65	67	67	61	▲6	▲9.0%
消防								
普通会計計	357	354	353	353	354	351	▲6	▲1.7%
公営企業等会計計	49	49	47	47	47	46	▲3	▲6.1%
総合計	406	403	400	400	401	397	▲9	▲2.2%

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
26年度	千円 1,552,879	千円 △ 314,196	千円 66,157	% 4.3	% 4.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費9,207千円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				1人当たり	(参考) 市町村平均 1人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
26年度	人 12	千円 50,742	千円 6,085	千円 18,537	千円 75,364	千円 6,280	千円 6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鯖江市	45.9 歳	358,208 円	523,361 円
団体平均	44.9 歳	348,021 円	517,229 円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鯖江市	一般行政職
1人当たり平均支給額(26年度) 1,545 千円	1人当たり平均支給額(26年度) 1,403 千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.5 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成27年4月1日現在）

鯖江市			一般行政職		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	6,586千円	22,267千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度決算）	3,066 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成26年度決算）	341 千円
支給実績（平成25年度決算）	3,561 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	396 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

エ その他の手当（平成27年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
扶 養 手 当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ・配偶者のいない職員の 扶養親族のうち1人 月額11,000円 ・扶養親族のうち16歳 ~22歳までの子につき 月額5,000円加算 	同じ	—	840 千円	168,000 円
住 居 手 当	(借家) 家賃55,000円以上 月額27,000円 家賃23,001円~54,999円 (家賃額-23,000円) ×1/2+11,000円 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円	同じ	—	54 千円	54,000 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度決算)
通 勤 手 当	(電車・バス利用) 運賃相当額 最高支給限度額55,000円 (乗用車等利用) 2km以上5km未満 月額2,000円 5km以上10km未満 月額4,100円 10km以上15km未満 月額6,500円 15km以上20km未満 月額8,900円 20km以上25km未満 月額11,300円 25km以上30km未満 月額13,700円 30km以上35km未満 月額16,100円 35km以上40km未満 月額18,500円 40km以上45km未満 月額20,900円 45km以上50km未満 月額21,800円 50km以上55km未満 月額22,700円 55km以上60km未満 月額23,600円 60km以上 月額24,500円	同じ	—	477 千円	43,382 円
管理職手当	部長 8級 72,300円 次長 7級 61,500円 課長 6級 55,700円 参事 5級 41,200円	同じ	—	1,647 千円	549,056 円